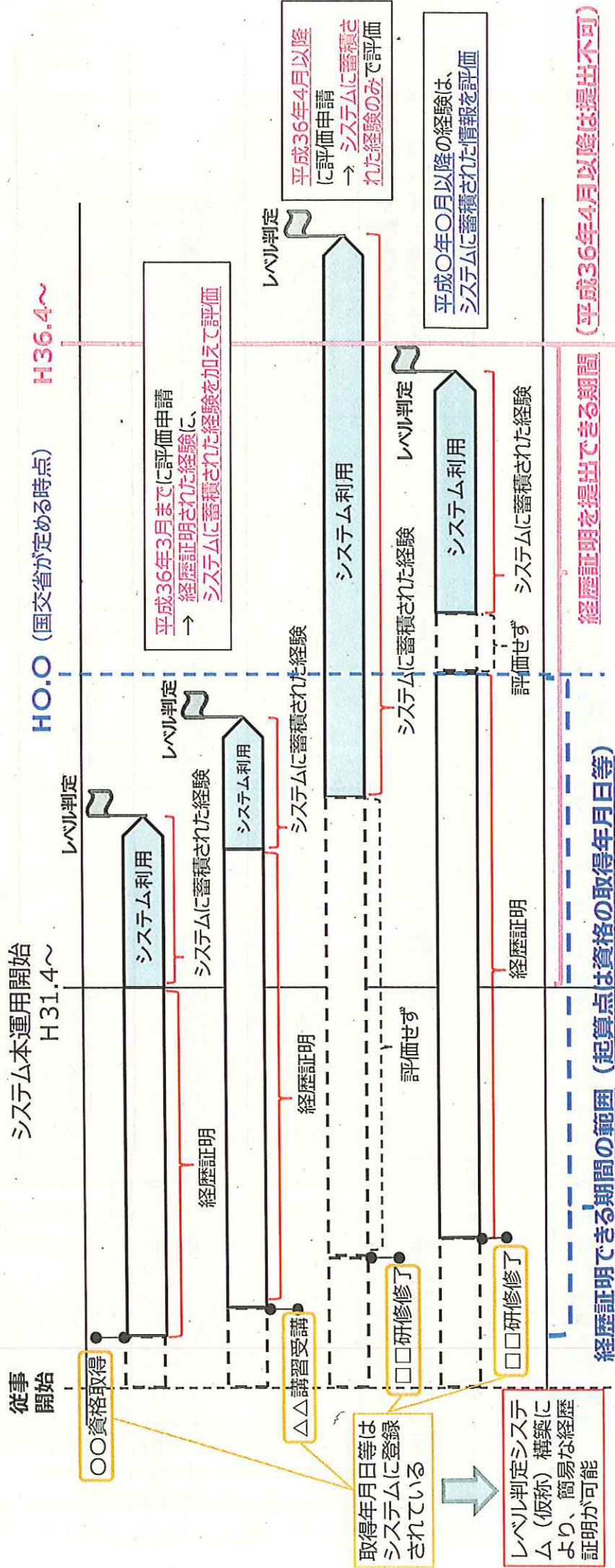


- 建設キャリアアップシステムを広く普及させていくためには、既に建設業に従事している技能者の経験についても評価を行い、技能レベルを付与していくことが重要。一方、こうした技能者が積み重ねてきたこれまでの経験年数や職長・班長経験は、システムに蓄積されていない。

【対応策】

- システム利用開始前の経験は、所属事業者等による経歴証明により証明された経験を評価。
 - システム利用開始以後も、証明された経験に、システムに蓄積された経験を加えて評価。
 - 経歴証明の提出は、平成36年3月までとする。
 - 一定の客観性の確保の観点から、経歴証明の起算点は、原則として、建設業に関する資格の取得年月日等(システムに登録された情報)とする。
 - また、システム普及の観点から、経歴証明の終点は、平成36年3月31日までの間で別途国土交通省において定める(これ以降の経験は、システムに蓄積された情報を評価)。
- ※職長・班長としての経験については、起算点の確認は要さない(所属事業者等の経歴証明のみ)。



経歴証明の起算点	証明者	代行申請者	(参考) レベル判定システム(仮称)へのログイン対象者
キャリアアップシステムに登録されている建設業に関する保有資格の取得年月日等を活用【原則】	①所属事業者	所属事業者	所属事業者
	②上位下請事業者	上位下請事業者	上位下請事業者
	③元請事業者	元請事業者	元請事業者
	④能力評価実施機関 (①～③による経歴証明を受けることが困難な場合)	能力評価実施機関	能力評価実施機関
上記によらない場合	能力評価実施機関	能力評価実施機関	能力評価実施機関

※所属事業者、上位下請事業者、元請事業者については、キャリアアップシステムに事業者登録している者に限る。

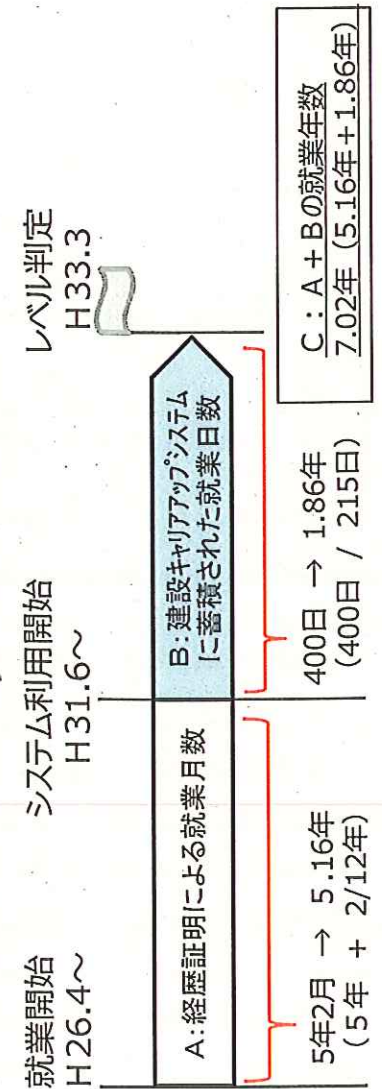
※能力評価実施機関は、評価を受けようとする能力評価基準を策定した能力評価実施機関を指す。

能力評価の対象とする就業日数については、下表の考え方に基づき計算を行うものとする。

	能力評価を受けようとする建設技能者の就業期間	就業期間の計算方法等
A	建設キャリアアップシステムの利用開始前の就業期間 (経過措置)	①所属事業者等の経歴証明による就業期間を用いる。 ②①の就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数による。 ③建設業を離職していた期間は、②の就業期間に含めない。 ④①から③を用いて計算した就業月数を、就業年数に換算する場合は、12月をもって1年とみなす。 <計算例> 就業期間：平成26年4月1日～平成31年5月25日 → 平成26年4月～平成31年5月 → 5年2月 → 5年 + 2/12年 → 5.1666...年 → 5.16年(少数点第3位以下を切り捨て)
B	建設キャリアアップシステム利用開始以後の就業期間	①建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数を用いる。 ②①の就業日数を、就業年数に換算する場合は、215日をもって1年とみなす。 <計算例> 平成31年6月～平成33年3月の期間において建設キャリアアップシステム蓄積された就業日数400日 → 400/215年 → 1.8604...年 → 1.86年(少数点第3位以下を切り捨て)
C	AとBの就業期間を合算する場合の就業期間	A④による就業年数と、B②による就業年数を合算した年数を用いる。 <計算例> 5.16年 + 1.86年 = 7.02年

職長又は班長としての就業日数についても、上記A～Cと同様の考え方に基づき計算を行うものとする。<下記計算例参照>

【能力評価を受けようとする建設技能者の就業期間の計算例】



【左記の者の職長又は班長としての就業期間の計算例】

